

議案第43号

日野町国民健康保険税条例の一部改正について

日野町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年6月11日提出

日野町長 景 山 享 弘

国民健康保険税条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

平成 27 年度国民健康保険税試算による国民健康保険税率等の変更に伴い、国民健康保険税条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 国民健康保険税の税率等の変更。

平成 27 年度国民健康保険税の需要額に対し、必要な税額を試算した結果に基づき税率を変更するもの。

基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額は、収納見込額が需要額をほぼ充たすため税率は据え置くこととし、介護納付金課税額については、収納見込額が需要額に対し過大となるため、平成 27 年度の税率を引き下げる。

総課税額の 1 世帯当たりの平均保険税額は、122,558 円(対前年比△5,286 円)となる見込。

・介護納付金課税額の税率改正

	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
改正前	3.00%	12.00%	10,600 円	5,600 円
改正後	2.50%	10.00%	8,200 円	5,600 円

・介護納付金課税額の均等割額に係る軽減額の改正

	7 割減額	5 割減額	2 割減額
改正前	7,420 円	5,300 円	2,120 円
改正後	5,740 円	4,100 円	1,640 円

3 附則規程

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

改正後の日野町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険税条例（昭和35年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.50</u>を乗じて算定する。	(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>3.00</u>を乗じて算定する。
(介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>10.00</u>を乗じて算定する。	(介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>12.00</u>を乗じて算定する。
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,200円</u>とする。	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,600円</u>とする。
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得

た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 略

ア～エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,740円

カ 略

(2) 略

ア～エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,100円

カ 略

(3) 略

ア～エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,640円

カ 略

た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 略

ア～エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,420円

カ 略

(2) 略

ア～エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,300円

カ 略

(3) 略

ア～エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,120円

カ 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の日野町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。